

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

——日本国憲法における「福祉」構想——

笹沼 弘志

(静岡大学)

1. 社会的排除と立憲主義の危機

(1) 社会的排除の現実

■ 貧困社会における使い捨てと排除の連鎖

企業の使い捨てと国による法認、福祉事務所の水際作戦、路上放置と監視・排除・収容

■ 年越し派遣村と二重の二重基準

元派遣労働者への同情／自己責任を問う非難

保護に値する元派遣労働者／保護に値しない野宿者

■ 基準としての「自立」

自立＝自力： 誰にも頼らぬ、身内などには頼っても、国家にだけは頼らないこと

就労自立： 多様で働き方の自由な選択という名の下で、どんな劣悪な条件でもがまんして働くこと

(企業への自発的服従 ⇔ 自己決定)

→ 二重の危機

- ・抵抗と権利の主体の欠如
- ・立憲主義（人権原理による国家制約）の危機

(2) 近代主義人権理論のディレンマ

■ 近代主義人権理論

自律能力基底的人権理論（佐藤幸治）、「強い人権論」（樋口陽一）、自立力（実力）による権利論（阪本昌成）

■ 自立＝自律能力基底的社会権論

貢献論（菊池馨実）、責任論（尾形健）、シティズンシップ論

立憲主義と主体にこだわるあまり主体を喪失し、立憲主義を掘り崩す。

主体の喪失・立憲主義の危機が、立憲主義擁護を掲げる近代主義的人権理論によって下支えされているという皮肉

2. 人権と立憲主義

(1) 人権の基礎づけ——権利と能力＝事実の区別

■ 自由な幸福追求を生来の人権として保障する根拠

すべての人は自分を大切にしたいと思っている。

しかし、独力ではこれを実現できない。同じ本性をもった他者との協力が必要である。

そこで、各人が自己を大切にするためにみな協力する方法として国家を設立する約束（憲法）を結ぶ。

◇ 自分を大切にすることの権利としての承認→ 憲法上の権利としての幸福への権利

1776年北米13州の全一致の宣言（独立宣言） → 日本国憲法（1946年）

全人類の平等、すべての人の生来の権利としての生命・自由・幸福追求への権利

■ 権利と力

理性は自分を大切にするための手段。権利とその保障はその一つの技法。

権利の根拠は、そもそも各人が自分を大切にしたいという本性を持っていること、そのために国家を設立する約束をしたということにあるのであって、理性や力に根拠を有するものではない。自分を大切にするというのは人間本性の傾向、それを実現するための精神能力が理性（自分にとって大切なものを見分ける力）。

(2) 憲法と立憲主義

■ 憲法 各人が生まれながらに持つ人権をみんなで国を作り守っていかうという約束

人権が目的、国家は手段。

国家権力を制約し（消極・積極両面で）、人権を守るのが憲法。

■ 人権 すべての人は自由平等であるべきだ

核心としての自由：わたしのことはわたしが決める

■ 民主主義 みんなのことはみんなで決める

たとえみんなのために、みんなで決めても奪えないのが人権

3. 日本国憲法の構想

(1) 人権の体系

1 1 条 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利

1 3 条 個人の尊重、生命・自由・幸福追求への権利

わたしのことはわたしが決める、ノーという権利：暴力の否定・
権力の制限

1 4 条 法の下での平等

2 4 条 個人の尊厳 保護に依存し服従せざるを得ない人の自由

2 5 条 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）

すべての人の自由な幸福追求の基盤の整備を求める権利

2 6 条 教育を受ける権利

2 7 条 勤労する権利

2 8 条 団結権

(2) 自由な社会とセーフティネット

■ 自立と幸福

幸福 自分を大切にすること。自分で自分の生き方を決めるからこそ、
自分にとっての幸福

「自立」から「自由な幸福追求（のための条件整備）への権利」へ

■ 憲法上の人権保障とセーフティネット

能力が制約されており保護を必要とする人を含め、すべての人がリスク
を恐れず自由に生きる条件を作り出すセーフティネット

【参考文献】

笹沼弘志『ホームレスと自立／排除』（大月書店、2008年）。

笹沼弘志『憲法のエチカ』（日本評論社、近刊）〔「人権の臨界(1-24)」法学セミナー連載〕。